

新型コロナウイルス感染症対策補助金 Q&A

Q1 農家は対象になりますか？

A1 1次産業は対象になりません。

Q2 勝浦町に住民票がありますが、店舗は町外にある場合は今回の補助対象になりますか？

A2 今回は勝浦町内の感染対策を目的としていますので、町内に店舗を構えていることが条件となっているため、対象となりません。

Q3 空気清浄機やジアイーノのような器具は対象になりますか？

A3 今回は、マスク、アルコール消毒液、ビニール手袋等の日々使用される消耗が激しい消耗品の購入費が補助対象となっているため対象となりません。

Q4 ○○（消耗品）については補助対象になりますか？

A4 用途や使用頻度などを勘案し判断しますのでご相談ください。

Q5 県や国などの補助金で購入するものにもこの補助金を充てることはできますか？

A5 県や国などの補助金を充てたものには利用できません。

Q6 送料は補助対象になりますか？

A6 送料は補助対象外です。

Q7 消費税は補助対象になりますか？

A7 今回の補助金の対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。
申請や実績報告の際は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入ください。

Q8 添付書類にはなにが必要ですか？

A8 別紙チェックシートをご活用ください。

Q9 補助事業計画に記載していた経費支出金額が増加（もしくは減少）することとなった場合は変更承認申請書の提出が必要ですか？

A9 補助事業計画書に既に記載済の事業における支出金額が増加しただけであれば、変更承認申請書の提出は不要です。

ただし、計画よりも多くの経費支出金額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、交付決定通知書にある補助金の額となります。

減少する場合は変更承認申請書の提出が必要です。

例：申請時 25,000 円で申請し、交付決定を受けたが、事業を実施した結果 30,000 円の経費となった場合は、25,000 円分しか補助金は交付されない。